

以下の内容をよく読んでから、申込（契約）してください。

（契約の成立）

第1条 契約者（入塾申込書兼契約書の「契約者氏名（保護者様）」の欄に記載された者をいう。以下同じ。）は、入塾申込書兼契約書（以下、「契約書」という。）及び本約款の内容を承諾のうえ、当教室（契約書の当教室欄に記載された者をいう。以下同じ。）に対し入塾を申し込み、当教室がこれを承諾した場合において、契約が成立します。

（定義）

第2条 契約者生徒とは、契約書の「生徒氏名」の欄に記載された者をいいます。

- 2 授業の種類には、短時間クラス及び通常クラスがあります。
- 3 通常クラスとは、原則として当教室が定める学習計画に基づき、生徒1人または同学年の2人以上4人以下の生徒に対し1人の講師が学習指導として授業（自習を除く、以下同じ。）を行うものをいいます。ただし、成績が優良の生徒に対しては、通常クラスにおいて進学的内容や受験対策等を行う授業（以下、「進学クラス」という。）を行うことがあります。
- 4 所定の回数とは、契約書の「授業回数（所定の回数）」の欄で丸印が付された回数（同欄内のかっこ書きで記載された回数を除く）をいいます。
- 5 所定の頻度とは、契約書の「授業回数（所定の回数）」の欄で丸印が付された回数におけるかっこ書きで記載された回数をいいます。
- 6 所定の時間とは、契約書の「授業の種類」の欄で丸印が付された授業の種類に対応する、契約書別表1（以下、「別表1」という。）の所定の時間欄の時間をいいます。
- 7 インターネット通話による授業とは、インターネットを介した通話による短時間クラス又は通常クラスを行うものをいいます。

（料金の支払）

第3条 契約者は、短時間クラス及び通常クラス並びにその所定の時間並びにその授業の人数に応じて、別表1に掲げる短時間クラス料金の欄及び通常クラス料金の欄に記載された当月分の料金を、毎月、支払期限までに日本円で支払います。

- なお、当月分の料金の計算の締切は当月末日とします。
- 2 前項の支払期限は、契約者生徒がその月において対面での授業を1度も受けることなくインターネット通話による授業のみを受ける場合は当月分の料金について当月14日まで（ただし、契約初月は契約者生徒が初めて当教室の提供する学習指導を受ける日までとします。）とし、それ以外の場合は翌月14日までとします。
 - 3 第4条第3条による契約者からの契約の解除の意思表示があった場合又は第11条各項による契約の解除がなされた場合、前項の規定にかかわらず第1項の支払期限は、原則として契約解除の日を期限とします。

また、第8条第2項の規定により元来の授業日時より前倒して授業を実施した場合、第9条第1項の計算においてこの授業時間数を加算します。

 - 4 契約者は、事務手数料として第1項の料金に毎月400円を加算して支払います。

なお、事務手数料は当月初日時点（ただし、契約期間の初月にあっては、契約成立時点）で本契約が有効な場合に発生するものとします。 - 5 契約者は、当月中にオンライン授業等の授業の実施のために当教室が当該授業資料等を契約者に郵

送する必要がある場合、この郵送の代金はご契約者様負担とします。当教室が郵送の代金を立替するため、契約者は立替金を第1項の支払いに併せて支払います。なお、契約者は郵送事務手数料として当該授業1回につき110円を、当該授業実施日を事実発生日として第1項の料金に加算して支払います。

6 契約者は、当教室が指定する金融機関における口座振替で支払うものとします。

ただし、口座振替による支払いが困難な場合は、当教室が指定する金融機関口座への送金等により支払うものとします（送金の場合、送金手数料は契約者が負担するものとします。以降の送金において同じ）。なお、クレジットカードによる支払いはできません。

7 当教室が指定する口座振替日において、残高不足等などの契約者の責め帰すべき事由により契約者が口座振替による支払いをできなかった場合、当教室は当教室が指定する金融機関口座へ送金するよう求めます。なおこの場合、契約者は請求書の再送付に係る郵送の代金（速達の代金を含む）を第1項の料金に加算して支払います。

8 第8条第8項に基づく授業について、当該授業は短時間クラス及び通常クラスの別にかかわらず1回あたり2,200円を当該授業の料金として扱います。また、契約者及び当教室の協議の結果、当該授業の実施日時が決定された場合、契約者は第1項の料金にこの料金を加算して支払います。

なお、当該授業に係る料金は当該授業実施日の到来を以て発生するものとします。

9 第8条第9項に基づくテスト及びその解説について、当該テストの実施日時の設定が完了された場合、契約者は第1項の料金に、1時間あたり1,760円を加算して支払います。

10 契約者は、当該申込者生徒を当教室が設ける自習時間において自習に参加させたとき、参加させた時間1時間につき、その月の自習に係る申込用紙記載の料金を第1項の料金に加算して支払います。

11 契約者は、当該申込者生徒に係る本契約の締結が成立したとき（次条第2項により契約を更新させたとき、次条第4項により契約を変更したとき及び本契約の契約期間に連続させて新たに当教室との契約を締結したときを除く）、契約事務手数料として5,000円を第1項の料金に加算して支払います。

12 第1項、第4項、第5項、第7項から第11項までの料金（立替金を除く）は、消費税及び地方消費税を含みます。

（契約期間、中途解約、記載事項の変更）

第4条 契約期間は、次の各号の場合に応じた期間を最大の契約期間とし、契約書の「契約期間」の欄に記載された期間を契約期間とします。

(1) 契約時点での契約者生徒が小学校・中学校・高等学校のいずれかの最終学年（又はこれに相当する学年）に達している場合 申込日からその年度の3月末日までの期間

(2) 契約書の「授業の種類」の欄で「通常クラス（短時間）」に丸印が付されている場合で、契約時点での契約者生徒が小学3年生に達している場合 申込日からその年度の3月末日までの期間

(3) 前各号に当てはまらない場合 1年間

2 契約書の「自動更新有無」の欄で「自動更新あり」に丸印が付されており、かつ、前項の期間満了日の60日前からその期間満了日までに契約者及び当教室から書面による契約の解除の申入れがない場合は、当該期間満了日の翌日を更新日として本契約を同一条件で1年間更新されたものとし、以後も同様とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その年度の3月末日を契約期間の末日とし、その期間の満了を以て契約を終了します。

(1) 契約期間の初日（契約を更新した場合は更新後の契約期間の初日）の時点で契約者生徒が小学校・中学校・高等学校のいずれかの最終学年（又はこれに相当する学年）に達している場合（ただし、進学先である中学校・高等学校の学習を始めるために最終学年の2月から3月までの間に新たに契約した場合を除く）

(2) 契約書の「授業の種類」の欄で「通常クラス（短時間）」に丸印が付されている場合で、契約期間の初

- 日（契約を更新した場合は更新後の契約期間の初日）の時点で契約者生徒が3年生に達している場合
- 3 契約者は、第5条第1項に定めるクーリング・オフの期間の経過後、書面により本契約の中途解約をすることができます。
- 4 契約書の内容に変更が生じる場合、契約者と当教室の双方がこの変更を合意した上で、契約者は新たに契約書を作成します。この場合、以前に締結した契約は新たな契約書の契約期間の初日を迎えた時点で解除されます。

（クーリング・オフ）

第5条 契約者は、契約書を受領した日から起算して8日後を期限として、本契約を解除する旨を記載した書面を当教室に通知することにより本契約を解除することができます。

ただし、契約期間が2月を超え、かつ契約期間内に支払うべき予定金額の総額が5万円を超えるものに限ります。

- 2 契約者は、前項による契約の解除に伴い、教材の引取りに要する費用、提供を受けた役務に係る料金その他の料金の支払義務はありません。既に支払った料金は速やかに返還を受けることができます。

（指導開始日、学習指導の方法、休憩時間）

第6条 学習指導の開始日は、契約期間の初日を開始日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

- 2 当教室は、毎週、所定の頻度で、所定の時間、契約者生徒に対し短時間クラス又は通常クラスを行います。

ただし、ひと月に実施する授業の回数は所定の回数とします。

- 3 短時間クラス又は通常クラスを行う曜日及び授業の開始時刻は、予め契約者及び当教室の双方で合意した特定の曜日及び時刻とします。

- 4 休憩時間は、当教室が必要に応じ、当教室が役務を提供している時間に含めてこれを設けます。

（通常クラスにおける授業人数の変更）

第7条 当教室は、別に定める基準に合致した契約者生徒の授業について、契約者の求めに応じ、当該授業を複数人に対し授業を実施できる時間帯に指定することができます。

- 2 前項の時間帯の授業について、当教室は当該授業の人数を1人以上4人以下の範囲において変更することができます。

- 3 前項の授業の人数は、契約者生徒と他の生徒との学力差、授業の進行状況、授業の目的その他の授業の実施に際し考慮すべき要素を総合的に勘案し当教室が独自にこれらを設定するものとします。

- 4 第2項の変更は、契約者及び契約者生徒（以下、「契約者等」という。）はこれを拒むことはできないものとします。

（欠席等の連絡、休業時、欠席時等の取扱い及びこれらによる進学クラスの人数変更の取扱い）

第8条 契約者等の事情（契約者生徒の傷病、学校行事その他の事情を含む。以降同じ）により契約者生徒が授業を遅刻・早退・欠席（以下、「欠席等」という。）する場合は、速やかに当教室に連絡するものとします。

- 2 契約者等の事情により契約者生徒が授業を欠席等する場合、当教室は教室の空室状況等を勘案して欠席等がなされる当該授業の日時（ただし、原則として欠席がなされた当該授業の日から起算して30日以内とする（当教室が振替日の決定について保留を申し出た場合、その期間を除く））、人数並びにその開始時刻及び時間を変更することができます。また、この変更は、当教室のみの裁量で行います。

- 3 契約者等の事情により契約者生徒が授業を欠席等した場合、当該授業について、現実の受講の有無並

びに前項の規定による変更の有無にかかわらず、元来の実施日時の到来をもって当該授業が実施されたものとみなします。

- 4 契約書の「授業の種類」の欄の選択肢において通常クラスが選択されている場合で第2項の規定により当教室が授業の人数が変更された場合(ただし、元来の授業が2人以上の場合はなおかつ当該変更後も2人以上に対し通常クラスを行った場合を除く)、前項の規定の適用は、同項中「当該授業が実施されたものとみなします。」とあるのは「当該授業が授業の人数を変更した後の人数で実施されたものとみなします(ただし、当該授業を欠席した契約者生徒に限る)。」に読み替えます。
- 5 第2項の規定による変更は、その欠席等の不可抗力性を鑑みて行うものとし、契約者等から欠席等の連絡を当教室が受けた時点で次の各号のいずれかに該当する場合、当教室は当教室が特別に必要と認める場合を除きこの変更を行いません。なお、該当する事由の判断は、適合につき第1号より順に判断するものとします。

- (1) 次の①、②に定める場合における期限までに生徒の体調不良等による欠席等を決定する連絡がない場合
- ① 授業当日に突発的に発生した発熱症状、風邪症状又はその他の他者に感染すると思料される症状を有する体調不良等による欠席の場合 指導開始日時の2時間30分前(ただし、元来の授業が2人以上の場合は指導開始時刻の1時間前(他の生徒と申し合わせて欠席等する場合を除く)とする)
 - ② ①以外の場合 授業実施日前日の19時30分
- (2) 契約者等が授業の日時及びその時間の変更を拒否する場合
- (3) 前項の規定により日時、人数及びその時間が変更された授業を欠席等する場合
- (4) 契約者等の事情が不可抗力ではないと推定される場合又は契約者等の私的な事情(他の習い事等(試合等の特別行事及び参加しなければならない地域行事等を除く)を含む)による欠席等であると推定される場合(2日以上にわたる家族旅行(3親等以内の親族の同伴に限る。)により当該旅行期間中の欠席等があるものとして、当該旅行初日から起算して8日前の日の19時30分までに当教室が把握していた場合、1月1日から12月31日までの期間において授業3回分を限度として授業を欠席する日から起算して8日前の日の19時30分までに契約者生徒及びその兄弟姉妹の誕生日その他のどうしても外せない所用により欠席することを当教室が把握していた場合を除く)
- (5) 第2項の規定により日時、人数及びその時間が変更された授業について、変更後の日時が未だ到来していない授業の回数(当教室が授業の日時を変更することを決定しているが、変更先の日時が未だに決まっていない授業の回数を含む)が所定の回数の4分の1の回数及び2回のうちいずれか少ない方の回数を超える場合
- (6) その月において、契約者等の事情により欠席した回数(第2項により変更された後の授業を欠席した回数を含む)と第11項により実施された授業の回数の和が所定の回数の4分の1を超える場合
- (7) 1月1日から12月31日までの間において、契約者等の事情により欠席した回数(第2項により変更された後の授業を欠席した回数を含む)と第11項により実施された授業の回数の和が所定の回数に2を加えた回数を超える場合
- (8) 変更する授業の日時及び時間について、欠席等をした日から起算して30日経過してもなお双方の都合がつかない場合(当教室が振替日の決定について保留を申し出た場合、その期間を除く)
- (9) 第8項または第9項により実施することとなった授業またはテストを欠席等する場合
- (10) 欠席等の理由が判然としない場合
- (11) その他、毎週の授業を任意の日時に変更させるために欠席等をしている場合など、欠席等理由または欠席等状況が不誠実または不適切と判断される場合

- 6 当教室の事情により契約者生徒が授業を受けられなかった場合並びに気象庁発表の特別警報及び暴風警報その他の天災により当教室が休業する場合は、契約者と協議の上、当該授業の日時、人数及びそ

の時間を変更し、又は授業の回数を減じます。

7 元来の授業が2人以上の授業の欠席について第2項による変更がなされなかった場合で、なおかつ第11項による授業の実施もなかった場合、当教室は当該授業に係る授業資料一式を契約者に原則送付し、または引き渡すものとします。

8 契約者が第5項の規定により第2項の変更が受けられなかった場合及び2人以上の生徒がいる授業に関し申込者生徒が追加で授業を受けるべきとして当教室が提案した授業時間について、当教室は契約者の求めに応じ、授業日時等を別途設定し追加で授業を1回あたり1時間で実施することができます。

9 当教室は、授業計画内で実施するテストとは別に、必要に応じテストまたはその解説を実施することがあります。

10 契約書の「授業の種類」の欄において通常クラスに丸印が付されており、契約者生徒を含め2人以上の生徒がいる授業を受けている場合で、他の生徒の授業の実施日・開始時刻の変更又は他の生徒の契約の終了・中途解約・契約の解除によって1人の授業となった場合（当該授業の人数が2人以上に変更されてから180日経過していない場合を除く）、契約者生徒はこのことがあった日から当該契約期間の満了日まで（第4条第2項により更新する場合、更新前の当該契約期間の満了日までとする。ただし、1月1日以降にこれにより1人の授業となった場合は、第4条第2項のただし書きに該当する場合を除き、第4条第2項による更新後の契約期間の満了日までとする。）、当該授業は2人以上の場合の授業とみなします。

ただし、次の各号のいずれかに該当した場合、このみなし規定の期日は各号に該当した日の前日までとします。

- (1) 第4条第4項により、契約書の内容のうち授業の種類または所定の回数を契約者が変更した場合
- (2) 毎週所定の日時に行う授業の実施日または開始時刻を契約者が変更した場合
- (3) 契約者生徒の授業料金を低下させることを目的として、結託して他の生徒及び契約者生徒が当該授業を受けていたと思料される場合

11 当教室は、契約者生徒の授業の受講に大きな支障のない軽微な体調不良により対面での授業を受けられず、かつ、第5項第1号以外の規定で該当がない場合で、原則として当該授業開始時刻の10分前までに契約者からのインターネット通話による授業に実施について求めがあるとき、契約者のインターネット通話による授業に係る環境その他の当該授業の実施に必要な環境構築状況並びに授業の内容、授業の人数及び進行状況並びに契約者生徒の受講態度等を鑑みた上で、インターネット通話による授業を実施することで当該授業を契約者生徒に受けさせることができます。

12 契約者は、当教室により前項に基づくインターネット通話による授業の実施が決定された場合で当該授業に係る資料等がある場合、当教室が指定する日時及び場所で資料等を講師その他の当教室関係者から受け取る必要があります。

なお、契約者による当該授業資料等の受け取りがなかった場合、当教室は前項に基づくインターネット通話による授業の実施の決定を撤回することがあります。

13 契約者は、当教室が定める自習日の最初の開始時刻の2時間30分前までに当該自習に対する遅刻・早退・欠席等の連絡があった場合、当該自習時間のうち出席しない時間（連絡のあった時間分に限る。また、1時間単位とし、1時間未満の時間は切り捨てる。）の分の料金の支払いが免除されます。

（所定の指導回数と異なる場合及び中途解約の場合の料金の計算方法、遅延損害金）

第9条 当月に実際に当教室が契約者生徒に行った授業の回数が所定の回数と異なる場合（前条第1項による契約者等の事情による欠席等の場合を除き、第4条第3項、同条第4項もしくは第11条各項による場合を含む。）又は当月において一部又は全部の授業の人数が変更になった場合（元来の授業が2人以上の場合でなおかつ当該変更後も2人以上に対し通常クラスを行った場合を除く）、第3条第1項

の規定の適用は、同項中「別表1に掲げる短時間クラス料金の欄及び通常クラス料金の欄に記載された当月分の料金」とあるのは「別表1に掲げる短時間クラス料金の欄及び通常クラス料金の欄に記載された金額に応じた、(式1)により計算された当月分の料金」に読み替えます。

$$\begin{aligned} \text{当月分の料金} &= \text{短時間クラス料金} \times \frac{\text{その月に行った短時間クラスの回数}}{\text{所定の回数}} \\ &+ \text{通常クラス料金(1人の場合)} \times \frac{\text{その月に行った通常クラス(1人の場合)の回数}}{\text{所定の回数}} \\ &+ \text{通常クラス料金(2人以上の場合)} \times \frac{\text{その月に行った通常クラス(2人以上の場合)の回数}}{\text{所定の回数}} \quad (\text{式1}) \end{aligned}$$

ただし、前条第5項により当月において授業の人数が変更になった授業があった場合（ただし、元來の授業が2人以上の場合で、なおかつ当該変更後も2人以上に対し通常クラスを行った場合を除く）、当該授業は通常クラス（2人以上の場合）であったものとみなします。

また、(式1)の各項において発生した小数点以下の料金については、各項のそれぞれで小数第一位を四捨五入します。

- 2 前項の規定が適用される前に契約者から既に第3条第1項に基づく料金の支払いが行われていた場合、当教室は前項の規定により生じた差額を翌月に返金し又は翌月の支払い金額から差し引きます。
- 3 当教室は、契約者の責めに帰すべき事由により第3条第1項の規定による支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払期日時点の民法（明治二十九年法律第八十九号、以下同じ）第404条第1項の規定及び利息により計算した遅延損害金の支払を契約者に請求することができます。

（配慮事項並びに体調不良、急病及び事故）

- 第10条 契約者は、配慮すべき持病及び発達障害等が契約者生徒にある場合や不登校の場合、当教室にその旨を伝達するものとします。
- 2 当教室は、指導開始時点で契約者生徒の体調不良等により学習指導の効果がないと判断した場合または法令もしくは社会状況等により帰宅させることが相当である場合、契約者生徒に対し帰宅を促し、または授業を中断もしくは中止します。この場合、第8条第1項に基づく契約者等の事情による欠席等があつたものとみなします。
 - 3 当教室は、契約者生徒の急病等により身体・生命に対する危機が生じたと考えられる場合、とるべき救急措置を最優先します。
 - 4 当教室内における契約者生徒の急病等及びこれに対する正当な対応に係る責任（医療費その他のこれに係る費用を含む）は、契約者生徒に発生した急病等に対する重過失が当教室にある場合を除き、これを負いかねます。

（契約の解除）

- 第11条 当教室は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができます。
- (1) 契約者等の事情等により、契約者生徒の継続的な通塾が困難となった
 - (2) 当教室が相当の期間を定めて支払いの催告をしたが、契約者が料金の支払いを怠った
 - (3) 契約者等が自ら又は第三者を利用して、当教室が所有または管理する物品等を故意に汚損し、又は当教室の管理、運営及び秩序を著しく害した（次条第2項第1号及び第2号による場合を含む）
 - (4) 契約者等が自らまたは第三者を利用して第14条第7項、第16条第2項、同条第3項又は第17条第9項の規定に違反した場合

- 2 当教室は、契約者が次に掲げる各号のいずれかに該当する者であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。また、契約者は、当教室が次に掲げる各号の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければなりません。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団
- (2) その他前号に準ずる者
- 3 当教室は、契約者等が自ら又は第三者を利用して次に掲げる各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。
- (1) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関し脅迫的な言動をしもしくは暴力を用いる行為、又は風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当教室の信用を棄損しもしくは当教室の業務を妨害する行為
- (2) その他前号に準ずる行為
- 4 契約者が第2項または第3項の規定により個別契約を解除された場合には、当教室はこれによる契約者の損害を賠償する責を負いません。
- 5 契約者または当教室が民法第653条（死亡等による準委任契約の解除）に該当した場合、本契約は終了します。契約者がこれに該当した場合で契約者の配偶者等が引き続き契約者生徒の学習指導の継続を希望する場合、当該契約者生徒に係る新たな契約書を作成します。

（授業妨害等に対する措置）

- 第12条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、当教室は円滑な授業及び自習の進行を維持するために必要な連絡又は指導等をすることがあります。
- (1) 契約者生徒が授業の進行もしくは他の生徒の学習を妨げ、又は妨げるおそれのある行為をした場合
- (2) 契約者生徒が不遜な態度その他の授業を受けるにあたりふさわしくない態度をとった場合
- 2 当教室は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、契約者等（契約者が第三者を利用して該当した場合は、この第三者を含む）を退去させ、または契約者生徒に対し実施する授業を中止することができます。この場合、第8条第1項に規定する契約者等の事情による欠席等があつたものとみなします。
- (1) 契約者が自ら又は第三者を利用して授業の進行もしくは他の生徒の学習を妨げ、又は妨げるおそれがある行為をした場合
- (2) 契約者生徒が授業の進行又は他の生徒の学習を妨げ、又は妨げるおそれがある行為をし、前項の指導に従わない場合
- (3) 契約者生徒が授業の受講を拒否する場合
- (4) 当教室が別に定める教室利用規定に反する行為を契約者等が行った場合
- (5) 契約者等が前条第1項第3号に掲げる行為を行った場合
- (6) 契約者等が前条第3項各号に掲げる行為を行った場合
- (7) 契約者等が自ら又は第三者を利用して第14条第7項、第16条第2項又は同条第3項の規定に違反した場合

（前受金の保全措置、割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項及び値引き）

- 第13条 前受金の保全措置は、これはありません。
- 2 割賦販売法に基づく抗弁権の接続については、クレジットカードによる支払いをご利用いただけませんのでこれはありません。
- 3 契約者生徒の兄弟姉妹に係る有効な契約がその月初日または月末日の時点で存在している場合（た

だし、契約者生徒もしくはその兄弟姉妹に係る契約期間が90日未満の契約、所定の回数が4回未満の契約の場合並びに契約者生徒もしくはその兄弟姉妹が第17条第7項の規定により月初もしくは月末時点で休会している場合を除く（なお、これらのいずれにも該当しない契約者生徒及びその兄弟姉妹が2人以上いる場合を除く）。本項において契約と記述されている箇所について、以下同じ。）は、契約者が当教室と締結したそれぞれの契約について、短時間クラス及び通常クラスに係る第3条第1項に規定する料金（ただし、第9条第1項による読み替え規定を適用する場合は、当月分の料金(式1)右辺各項の和に限る）を10%値引きします。

ただし、値引きする金額のうち小数点以下の金額については、小数第一位を四捨五入します。

- 4 契約者生徒の兄弟姉妹に関する契約が当月初日時点（ただし、契約期間の初月にあっては、当月末日時点）で有効である場合は、契約者が当教室と締結したすべての契約について、1つの契約のみ第3条第4項の規定を適用し、他の契約の事務手数料は第3条第4項の規定にかかわらず当該手数料を200円とします。

（インターネット通話による授業について）

第14条 インターネット通話による授業に係る環境は、原則として契約者の責任のもと契約者自身で構築するものとします。

- 2 当教室は、インターネット通話による授業において当該授業の中止の原因及びその責任に関する切り分けが困難な事由により当該授業が中止された場合または契約者等の事情により授業が中止された場合、当該授業の終了時刻まで中断状態の復旧を速やかに試み、または待機します。なお、この間も当該授業は途切れなく続行されているものとみなします。

- 3 契約者側においてインターネット通話による授業に係る環境に不都合が生じ授業の続行が困難となった場合は、第8条第1項に規定する契約者等の事情による欠席等とみなします。

- 4 当教室は、電気事業者または電気通信事業者の責めに帰すべき事由または天災によりインターネット通話による授業の進行が中止された場合は、中断状態の復旧を待ちます。ただし、15分以上にわたり中断状態が続いた場合、当該授業の中止された時刻から授業終了時刻までの時間に係る授業の実施日時の変更について、契約者と協議します。

なお、本項のただし書きに該当しない限り、当該授業は途切れなく続行されているものとみなします。

- 5 インターネット通話による授業の環境構築に係る費用並びにインターネット通話による授業に係る通話・通信費並びに当教室への書類等の送付に係る経費その他の契約者側における諸経費は、契約者自身で負担するものとします。

- 6 当教室は、インターネット通話による授業を行うことにより生じた損害についての責任を一切負わないものとします。

- 7 契約者等は、当教室が使用するインターネット通話に必要なアプリケーションのIDを第三者に対し秘密にする義務を負います。

（個人情報の取り扱い）

第15条 本契約及び役務の提供に際し当教室が収集した個人情報は、当教室が役務を提供する目的のみ使用するものとし、第三者への提供は行いません。また、収集した個人情報をもとにして広告等を作成する場合、当教室は、収集した個人情報が契約者等個人に係るものであることを特定することができないように加工した上で、使用するものとします。

なお、この場合、収集した個人情報に關し当教室は契約者等に対し個々に使用の承諾を得ることなく使用できるものとし、契約書の提出を以て契約者はこれに同意したものとみなします。

- 2 役務の提供に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用しません。

3 第1項及び第2項の規定は、本契約終了後も同様とします。

(知的財産権等)

第16条 当教室が作成及び編集した授業に係る資料その他の著作物・制作物の著作権、著作人格権その他的一切の財産権及び知的財産権は、当教室がこれを有し、また、これを放棄しません。

2 契約者等は前項に掲げる著作物・制作物を、契約者等自身が学習する目的にのみ使用することができます。契約者等は、予め当教室の許諾を得ない限り、公表、譲渡、売却、その他の財産権及び知的財産権に係る一切の法律により当教室が保護される行為を行うことはできません。

3 何人も、当教室の許諾を得ない限り、当教室が実施する授業及びそれに付帯する資料を録画もしくは録音し、または配信もしくは複製し、または契約者生徒以外の者に参観・視聴・閲覧・受講・配布等をさせることはできません。

(その他)

第17条 当教室が提供する学習指導等は、成績向上や試験合格を保証するものではありません。

2 役務の提供内容の性質上、本契約は民法に基づく準委任契約に位置づけされます。

3 本契約に関し、契約者生徒が義務教育学校及び中等教育学校に所属する場合は、その学年に相当する小学校、中学校又は高等学校の生徒とみなします（学年を含む）。

4 毎週所定の日時に行う授業の実施日または開始時刻の変更は、契約者と当教室の双方が合意したうえで、これを変更します。

5 前項の変更は、1月1日から12月31日までの間、原則として2回までとします。

6 契約者生徒が通塾する時間帯の環境もしくは契約者生徒と講師との相性又は当教室が雇用する従業員その他の当該授業に従事する者の出勤、休暇もしくは雇用状況等を鑑み、当教室は講師を変更することができます。

7 当教室は、契約者からの求めがあり、かつ次の各号のいずれかに該当する場合、原則として次の各号に定める期間を最大の休塾期間として契約者生徒を休塾させることができます。

なお、休塾期間中の役務の提供は、これを実施しないものとし、この期間における契約者及び当教室の義務・権利関係並びに債務及び債権は生じないものとします。

(1)契約者生徒が小学校・中学校・高等学校のいずれかの最終学年（又はこれに相当する学年）に達しており、契約者生徒が目標とする学校の入学試験等に対する合格の通知があった 91日

(2)契約者生徒の傷病等による入院（入院期間が14日未満の場合を除く）により欠席が必要で、かつ、当教室が必要と認める 60日

(3)その他、当教室が特別に必要と認める 60日

8 前払により月額5万円以上支払う契約者は、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号、以下「特定商取引法」という。）第45条第2項の規定に基づき、当教室の財務の健全性を確認することを目的として、当教室の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（またはこれに準ずる書類）を閲覧し、または謄本もしくは抄本の交付を受けることができます。ただし、契約者は閲覧または謄本もしくは抄本の交付を受ける日から起算して5日前までにその旨を当教室に申し出るものとし、契約者が謄本もしくは抄本の交付を受ける場合に契約者は交付手数料として2,200円（消費税及び地方消費税を含む）を、交付を受ける日の前日までに当教室が指定する方法で当教室に支払わなければなりません。

9 前項の規定により貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の交付を受けた契約者は、複製し、または他者に配布しもしくは閲覧させることはできません。

10 契約者及び当教室は、本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）について、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

- 1 1 本約款は、民法第548条の2第1項の規定に基づくものです。
- 1 2 契約書及び本約款に定めのない事項については、特定商取引法、民法その他の関係法令によるものとします。
- 1 3 当教室は随時予告なく定型約款の内容を変更する場合があります。契約者は、契約時に関わらず、最新の定型約款の内容に同意するものとします。
- 1 4 本契約の規定に関し疑義が生じたときは契約者及び当教室が信義誠実の原則に従い協議します。